

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を厳重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。

特記事項

・市民、市民外の方の所得額情報を取り扱う責任を理解し、所得額・税額等に間違いがないよう、課税の際は所得額・控除額等の読み合わせを行い、ダブルチェックを徹底している。
・みだりに所得額情報を閲覧・提供することがないよう、所得額情報を閲覧できる者は、業務上必要とする職員のみ厳格に限定している。また、地方税についての情報等は、徴税吏員としての強力な調査権限により収集された個人のプライバシーに関する情報であることを認識し、各機関が

評価実施機関名

つくば市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容 ※	目的: 個人住民税*1は、地域に住む住民などが広く共同して負担し合うもの(地域社会の会費)であり、一定額以上の収入のある市民に対して課税しています。 概要: 住民から提出を受けた申告書*2や、企業・年金支払者から提出を受けた支払報告書を基に、これらの内容に不適切な点がないかを本市で確認し*3、本市が個人住民税額を計算・決定して、住民や雇用主に対して課税額を通知します。 また、住民からの申請により、これらの情報を証明する各種証明書を発行します。 *1: 個人県民税及び個人市民税を合わせて、個人住民税と呼び、市が一括して課税しています。 *2: 住民税申告書及び税務署から情報提供される確定申告書があります。 *3: 主に申告漏れや扶養控除の確認を行います。税額決定後に確認し更正するものもあります。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	- 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度ごとの所得内容・控除内容・税額等を照会する。 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 - 特別徴収事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 - 各種証明書発行機能 課税証明書等を発行する。 - 通知書発行機能 納税通知書、税額変更通知書、特徴税額通知書等を発行する。 - 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき、徴収方法及び課税の決定をする。 修正申告、法定調書、減免審査決定等により、税額の変更をする。 - 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に、徴収方法の変更をする。 - 年金特徴処理 年金特別徴収義務者からの対象者情報に基づき、年金特別徴収税額の決定をする。 介護保険の停止情報により、年金特別徴収の停止を依頼する。 年金特別徴収の徴収結果により、年金特別徴収の停止を依頼する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 (コンビニ交付システム、申請管理システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。 6. 住登外宛名番号管理機能 住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
システム3	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 個人住民税の課税を管理する。 2. 納付データ管理機能 納付された個人住民税の収納を管理する。 3. 督促・催告・還付・充当機能 課税データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当を管理する。 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 また、申請により納税証明書等証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2. 給報(年金)登録機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 4. 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するに当たって、利用者から届出があった情報を審査、管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査、管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。 4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。 5. 年金特徴徴収サービス機能 審査サーバで受信した団体回付データをファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データを審査サーバへ引き渡す。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	イメージ検索システム
②システムの機能	1. イメージ照会機能 申告書等の課税資料の画像ファイルの表示及び印刷をする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム10	
①システムの名称	バックアップシステム
②システムの機能	1. データ保管機能 住民情報系システム(住民記録、住民税、資産税、軽自税、収納、口座、共通宛名システムなど)データをリアルタイムに保管し、夜間にデータの正誤性確認を実施し監視している。 2. 障害に備えた代替機能 機器障害などの事態において、課税内容照会や証明書発行を行い、住民税窓口業務への即時対応ができる。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム11～15

システム11

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存の住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 個人番号カード等を利用して転入届をした場合や地市町村の住民票の写しの交付(広域交付)を行う際、窓口における本人確認のため提示された個人番号カード等を基に、住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カード等を利用した転入(特例転入) 転入届を受け付けた際に併せて個人番号カード等が提示された場合、当該個人番号カード等を用いて転入の処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容を都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知にかかる事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下、「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住民基本台帳ネットワークシステムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置、管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返却情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム12	
①システムの名称	住民記録システム(既存住基システム)
②システムの機能	1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、消除又は修正の処理を行い、それらの住民情報を管理する。 2. 発行・統計機能 住民票等の発行や統計資料作成に係る集計を行う。 3. 連携機能 ・国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療等の住民票記載項目について、庁内の業務システムと連携して画面表示や帳票への出力を行う。 ・庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号を、宛名管理システムと連携する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。 ・在留カード等発行システムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム13

①システムの名称	AI-OCR(LGWAN-ASP型)
②システムの機能	申請書等の紙帳票上の文字を、クラウド上のAIエンジンを用いて認識し、テキストデータに変換するもの。 予め庁内でスキニング又は他機関等から送信を受けた画像データを、LGWAN回線(地方自治体間で用いられるセキュリティ上安全が確保されている回線)を通じてサービス提供事業者の画像処理用アプリケーションサーバ(APサーバ)に送信すると、文字認識サーバで解析され、画像データとテキストデータがデータベースサーバ(DBサーバ)に格納される。職員はこれをブラウザを通じて確認・修正をしたのち、CSVファイル等でダウンロードすることができる。 なお、これらのサーバ群はすべてサービス事業者のデータセンター内に存在する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム14

①システムの名称	クラウド型バックアップセンター
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)。 主な機能は次のとおり。 1. 住民情報バックアップ機能 ・地方公共団体が保有する住民情報(個人住民税に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

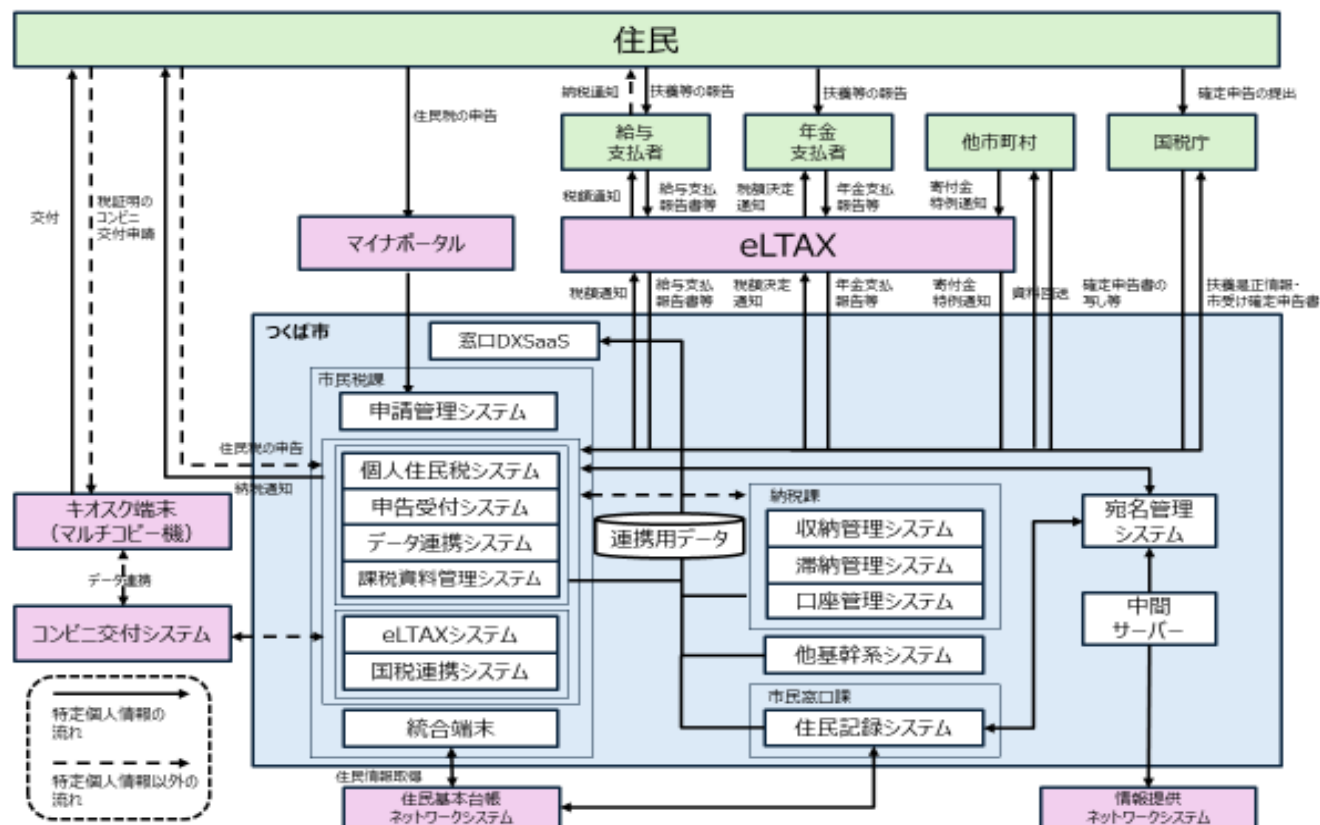
システム15

①システムの名称	窓口DXSaaS	
②システムの機能	・基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンス及び申請書の作成ができる機能。 ・申請データを基幹システムに連携する(受け渡す)機能。 ・マイナンバーカードの情報を読み取れる機能。 ・マイナポータルや申請管理システム等と連携できる機能 ・申請書を電子保存できる機能。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム16～20	
システム16	
①システムの名称	マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム)
システム17	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<連携機能> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取り込む。・申請データを基幹系業務システムへ送信する。 <変換機能> ・住民基本台帳システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する。 <照会印刷機能> ・申請データを画面に表示する。・申請データを申請書様式で印刷する。 <ステータス管理機能> ・申請のステータスを管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (マイナポータル申請管理)

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課決定において、住民の所得情報・控除情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第4項 ・つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容



(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市在住の市民全員(住民登録のある方(他市で住登外課税が行われている人を除く。)、住登外課税対象者)、過去の対象者(最長8年)
その必要性	住民税の適正な賦課を行うに当たり、特定個人情報が必要
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	その妥当性 ◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎連絡先等情報 ・情報 対象者の特定・納税通知等の通知のために記録 ・連絡先 課税情報に疑義がある等、本人に連絡をする必要があるために記録 ・その他住民票関連情報 扶養控除の要件の確認等のために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、情報を管理し、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算及び年金情報を帳票出力するために記録
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 受付担当部署として市民窓口課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁・年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与等を支払う企業 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ eLTAX, 住民基本台帳ネットワーク, 窓口DXSaaS, マイナポータル ）
③入手の時期・頻度		○当初賦課時に入手 ・申告情報（確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書）について、1月～4月にかけて複数回入手 ・生活保護について、3月に入手 ・公的年金支払報告書について1月末に入手・住民税申告書について2月～3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイルについて、1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、5月に年金保険者から入手・宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手 ○個別的な対応に際して入手 ・当初期以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時、各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて、6月～4月に毎月入手 ○他自治体からの（国税連携システム（eLTAX）による入手） 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領している。 ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。
④入手に係る妥当性		・申告情報（確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書）については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。
⑤本人への明示		住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されている。 基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイダンスを行う際、受付部署の事務のみではなく、正確な案内を行うため、他部署の業務についても資格保有の有無等を確認するため住民のデータを参照する。その際は、窓口における掲示や口頭により本人に明示する。また、窓口DXSaaSを通じて作成した申請データについて、業務所管部署以外で作成・受付された場合は、受付部署及び業務所管部署にデータが共有されるため、その旨も口頭により本人に明示する。
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、住民税額の算出、個人又は法人に対する税額通知の作成・送付、各種証明書の発行
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部市民税課、市民窓口課、各窓口センター
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		1. 個人住民税の課税に関すること ・ 申告書等を受け取ったら、全ての資料を個人ごとに名寄せし、氏名・生年月日等をキーに住民基本台帳上の情報と結び付ける。市の住民基本台帳上にいない方については、該当市区町村とどちらの自治体で課税をするかについて調整をする。 ・ 名寄せした課税資料を合算し、申告の控除等の計算間違いがないか、申告漏れがないかを確認する。 ・ 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から、控除に誤りがないかや生活保護等による非課税に該当しないかなどを把握する。 ・ これらの情報に基づき、住民等に対する個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して送付し、通知を行う。 ・ 各市町村が決定したのち、扶養されている人の住民税関係情報を参照し、所得や扶養の重複などを確認し、不適切な扶養控除については是正する。
	2. 給与所得者の異動に関すること 個人住民税を給与から天引きしている方が、退職・休職・転職等の事情で、給与から天引きができなくなった場合に、この対象者を雇用している方から提出される給与所得者異動届出書に基づき、給与天引きの中止、転勤先への引継ぎ又は本人への納税通知書の発送を行う。	
	情報の突合 ※	申告情報等の税務関係情報と、住基4情報で住基情報と突合し、住基情報をキーに下記の突合を行う。 (1) 障害者福祉関係情報の手帳交付の有無・交付年月日・障害の程度、生活保護・社会福祉関係情報の生活保護受給状況を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2) 介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3) 税額通知に係るデータを作成する。【上記2】 ・ 窓口DXaaSを通じて受け取った申請データの受理及び審査を行う。 ・ 申請者を確認するために基幹システムを通じて取り込んだ情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1	課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成	
①委託内容	住民税申告書や給与支払報告書のエントリー及び画像ファイルの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	申告者全員
	その妥当性	・電算処理のため効率かつ正確なデータ化であること。 ・データで投入されたものを含めて全てに対し画像ファイルを作成する。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者へ委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、問合せ又は修正申告時に迅速に対応できるため、必要である。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [☐] 再委託する [☐] 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャニング及びデータエントリー
委託事項2～5		
委託事項2		納税通知書等印字プログラム、税務システムのオペレーション業務
①委託内容		・納税通知書等印字プログラム改修・用紙の作成 ・税務システムにて行う各種処理 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [☐] 特定個人情報ファイルの全体 [☐] 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [☐] 10万人以上100万人未満 [☐] 100万人以上1,000万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	・多量の印刷が短時間で行える機器、裁断機器、封入封緘機器を有し、セキュリティ基準が達成できている設備で作業ができること。 ・納税通知書印刷に必要な対応(郵便カスタマバーコード、コンビニ用バーコードなど)ができること。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、限られた期間内での作業に対応ができるため、必要である。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [☐] 10人以上50人未満 [☐] 10人以上50人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [☐] 再委託する [☐] 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	・納税通知書等印字プログラム改修 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業

[illegible]

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	バックアップデータの管理
委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理に関する委託
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者
	その妥当性	・eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応が必要であり、専門的な知識を有することが求められる。 ・システムの安定した稼働をするため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10		
委託事項6		申告相談事務支援業務
①委託内容		申告相談事務支援業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告者及び市民税・県民税申告者
	その妥当性	マイナンバー対応に改修した申告受付システムを使用し申告受付を行うことから、システムに不具合が生じた場合などへの迅速な措置対応やシステムの使用方法的指導、運営、管理体制を万全とすること、また受付システム及び申告受付に使用するその他税システムに精通し、かつ申告受付業務にも精通する人材の配置が必要なことから、システムの開発業者である相手方を選定したものである。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務
①委託内容		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	給与所得者
	その妥当性	・入力対象となる異動届及び切替届の件数が大量にあり、限られた期間内に速やかに適正に処理していく必要があること。 ・税務システムの安定した運用及び専門的な知識を有する処理が必要であること。 以上のことから、限られた期間内での作業に対応ができる専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項8		窓口DXSaaSの運用・保守業務
①委託内容		窓口DXSaaSの運用・保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	窓口にて対応する可能性があるため
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 ガバメントクラウド上に構築された茨城計算センター株式会社による基幹 [○] その他 (システム内の連携基盤を用いて、国の定める機能別連携仕様の形式で提) 供する。
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		北見コンピュータビジネス株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	RPAのシナリオ作成及び保守

委託事項9		申請管理システムの運用・保守	
①委託内容		申請管理システムの運用・保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	つくば市の住民、つくば市に転入予定の者	
	その妥当性	システムの運用・保守にあたり、プライバシーマーク制度の付与認定を受けている事業者に委託することで、安全性の高い運用を実現することができる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN回線)	
⑤委託先名の確認方法		本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項10		つくば市税総合窓口及び収納管理等業務委託	
①委託内容		税総合窓口での証明発行・納税対応、郵送による証明書請求対応、口座振替関係作業等収納業務の一部	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	適正な課税による歳入の確保と税負担の公平性の実現を目指す観点から、職員でなくとも対応ができる税窓口やデータ入力などの業務を委託し、業務の効率化、市民サービスの向上を進める上で必要である。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (税及び収納システム端末を操作)	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	

⑥委託先名		株式会社アイティフォー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている (65) 件 ☐ 移転を行っている (27) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		厚生労働大臣	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	
②提供先における用途		健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報		住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	
提供先2～5			
提供先2		全国健康保険協会	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	
②提供先における用途		健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報		住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第九条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	番号法別表の左欄に掲げる者(移転先1から27は別紙2を参照)	
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第2項に基づく条例)	
②移転先における用途	番号法別表の右欄に掲げる事務(移転先1から27は別紙2を参照)	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税対象者とその被扶養者等	
⑥移転方法	☒ 市内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<課内における措置> 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、パスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 <住民税システムにおける措置> セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <AI-OCRにおける措置> AI-OCRのサーバ、データベースはデータセンタ内のサーバで保管され、入館はICカード及び生体認証で管理され、入館者は取扱者の中でも最小限にし、必ずプロジェクトリーダーと責任者の承認を得てから入館することとしている。 また、サーバーを格納するラックは施錠し、鍵は限定されたメンバのみ利用するようにしている。作業状況は監視カメラで記録している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <基幹系ファイルサーバにおける措置> ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 <クラウド型バックアップセンターにおける措置> クラウド型バックアップセンターは、地方公共団体情報システム機構が選定したクラウドサービス上に構築する。クラウドサービスは、ISO/IEC 27017:2015によるクラウドサービス分野におけるISMS((情報セキュリティ管理システム))認証の国際規格の外部認証を取得したサービスを選定している。クラウドサービスと接続するネットワークにIP-VPN網(通信事業者の閉域網内のVPNサービス)の利用に加え、通信の暗号化及びクラウドサービス上に保存する際に暗号化を実施。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している
	②保管期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため

③消去方法	＜つくば市における措置＞ 保存期間を超過した申請書等については、外部事業者による溶解処理を行い、廃棄している。 特定個人情報等の重要な情報資産については、磁気データ消去装置により情報を破壊したのち物理的破壊して完全に消去し、情報資産を復元できないようにルール化している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜AI-OCRにおける措置＞ 帳票の画像、及び認識データは5日間のみ保管する。その後、物理削除を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはネットワーク事業者からのアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②ネットワーク事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、ネットワーク事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③基幹系ファイルサーバについては、市役所庁舎内に存在する既存の環境からネットワーク事業者の用意するデータセンターへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙3に記載

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。 ・給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不必要な情報を記載しないようにしている。 ・職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。

個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいてつくば市の課税対象者と合致するかを確認している。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・外部機関からのネットワークを通じた入手（住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手）については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 ・窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・端末には仮想パソコンの画面のみを表示し直接データを取り扱わないことで紛失によるデータ漏洩を防止する。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	＜宛名管理システム及び各業務システム共通の措置＞（情報主管課により随時実施） ・宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。 ・担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、必要最低限の権限を付与している。 ・個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 ・検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、サーバーログとして「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったかデータ上で記録し、4年間保存している。 ・庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	【ユーザー認証の管理】 ・特定個人情報を扱う端末に、顔認証を導入し、生体情報は個人ごとのユーザIDに紐づけて管理する。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している。 【窓口DXSaaSにおける措置】 ・窓口DXSaaSに利用にあたっては、基幹業務システムの権限を持つ職員のみアクセス権限を付与する。認証については、基幹業務システムに準ずる。 ・アクセス権限の発行・失効の管理について、最低限必要な権限のみを発行し、業務上不要になった場合は、即日失効させる。 ・アクセス権限の管理について、定期的にユーザID一覧をシステムにより出力し、アクセス権限の管理票と突合を行い管理する。 ・特定個人情報の仕様の記録については、アクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。また、定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 IDの利用を禁止する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	アクセス権限の発効・失効の管理(情報主管課により随時実施) ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。 ・権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を人事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生した場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効する。 ・年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> 定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報の使用の記録(情報主管課及び委託事業者により実施) ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履歴を記録している。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	

その他の措置の内容	○職員への周知 ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、なりすまし等の不正な利用を抑止している。 －自身がログインした状態で他の職員に業務システムを利用させないこと。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、発生の都度、イントラネットシステムで職員に周知することで、つくば市での発生を抑止している。 ○生体情報の管理 ・生体情報は特定個人情報を取り扱うネットワークで管理・保有し、取扱いを情報主管課及びシステム運用委託業者のみに制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 －業務システムの操作履歴を記録していること。 －不正使用は処罰・刑罰(※1)の対象になること。 －ネットワークやデータセンターを管理する事業者に対し、特定個人情報に触れないという点について、仕様書に記載する措置を講ずること。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故があった場合、つくば市の運用で類似の懸案事項がないか整理し、必要に応じてグループウェアで職員への周知を図るとともに、セキュリティ対策の実施を求めることで、同様の事故の発生を抑止している。 ・窓口DXSaaSへアクセスできる端末は、当市の配布する端末であり、マイナンバー系にアクセス可能である端末に限定する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 (※1) 番号法第9章罰則(第48条～57条)に基づく処罰がなされる。具体的には【正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供】は4年以下の懲役、又は200万円以下の罰金、【業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。 ・委託先には、規定する契約の目的以外に使用すること、及び市が承認していないデータ等を複製し、又は複製することを禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末はUSBによる外部接続ができず、その他すべての外部媒体も使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう系統的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USB メモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・個人番号の使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号は表示しない。
- ・住民情報システム端末は限定し、未使用時にはスクリーンセ이버などを利用して、使用できないようにする。また、スクリーンセ이버などを解除する際は生体認証を行うようにしている。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲とする。

<AI-OCR>

文字解析についてはクラウドサービスを用いるため、解析に際し、送受信・確認及び解析中に情報漏えいのリスクがある。

この点について、以下2点の対策を行っている。

(1) 庁内の送受信及び確認に用いる端末は、庁内に閉じたネットワーク内にある基幹系端末またはLGWAN接続系端末を取り扱う内容によって選定する。

(2) APサーバ、DBサーバと文字認識サーバのすべてが閉域網内に設置されているLGWAN-ASPサービスを利用する。また、サービス提供者は当該サーバ群を管理する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるなど、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に沿った安全管理措置を講じており、解析中の情報漏えいを防止している。

＜端末の持ち出しのリスクに対する措置＞

・職員が使用する端末を原則として仮想化し、執務室に配置する物理的な端末では画面上の操作のみを行うことで、直接データを扱わないこととしている。

・戶外で基幹系を使用する際は、SIMカードを搭載した専用機器を用意し、この貸出にあたっては所屬長の承認を必要とする。また、指定時間でセッションアウトする仕組みとし、指定時間を超えて連続して接続できないような措置を講ずる。

・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実装することで、のぞき見による情報漏えいを防止している

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐ 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

・データの漏えい・滅失・毀損を防止することを目的とした、データの保護・管理に関する覚書を委託業者と取り交わしている。また、本覚書においては、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の支持または許可を受け、実施するものとしている。

・つくば市税総合窓口及び収納管理等業務委託においては、参加資格要件としてプライバシーマークまたはISMSの取得を定めている。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

[	制限している	]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
---	--------	---	--

具体的な制限方法

- ・アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に制限し、アクセス権者の報告を求めている。
- ・作業者を限定するため、委託事業者の名簿を提出させている。
- ・閲覧／更新制限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限している。
- ・閲覧／更新制限の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認している。

特定個人情報ファイルの取
扱いの記録

[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
--------------	--

具体的な方法

- ・委託業者がその日に行った作業について毎日報告を求めている。
- ・業務の進捗状況を把握するため、1か月に1度、会議を開催し、業務システム及び機器等の運用状況や課題などについて報告を求めるとともに、業務履行にあたり必要な調整を行っている。
- ・アクセスログによる記録を残している。

特定個人情報の提供ルール

[	定めている	]	＜選択肢＞	
			1) 定めている	2) 定めていない

委託先から他者への提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法

- ・他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り、承認している。
- ・また、委託先による再委託先の管理がルールどおりに実施されていることの報告を受けている。

委託元と委託先間の提供に関するルール の内容及びルール遵 守の確認方法

- ・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。
- ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。
- ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。
- ・つくば市税総合窓口及び収納管理等業務委託に関しては、仕様書にて委託業務履行場所をつくば市役所本庁舎2階に限定し、適切な取扱を行うよう規定している。
- ・データの受け渡しを行う場合は、委託元が提供する端末において委託元と委託先が共通で利用する目的で設置したファイルサーバを利用する。閲覧/更新権限を持つ者のみがアクセスできるほか、ファイルに個別にパスワード保護を行うことで、所管領域を超えて閲覧/更新ができないよう措置を講じる。

特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	ルール内容及び ルール遵守の確認方 法	・委託先は、当該委託契約により行う業務の終了後、発注者と協議の上、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄もしくは消去をしなければならない旨を契約書に明記している。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。		
委託契約書中の特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。 ・法令等の遵守 ・秘密保持義務の遵守 ・目的外使用・第三者への提供の禁止 ・安全な情報管理の整備、報告 ・つくば市の調査権の明記 ・情報の返還、廃棄、消去 ・情報の複製の禁止 ・委託作業場所の特定 ・委託先における特定個人情報の取扱者への監督・教育 ・事故の報告義務 ・再委託の制限 具体的には、個人情報は施錠若しくは入退出管理の可能な保管室で厳重に保管すること、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと、個人情報を扱う作業を行う際は作業場所には私用のパソコンや外部記録媒体を持ち込まないこと等の要件を義務付けている。 また、データの保護・管理については、委託事業者との覚書も締結しており、個人情報を扱う管理責任者及び業務担当者の現況を報告することとなっている。		
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの 確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	以下の2点を契約書に明記している。 ・再委託する場合は、あらかじめ書面による本市の承認を得なければならない。 ・再委託先についても、委託者と同様の義務を負う。		
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
・委託先において情報流出等の事故が発生した場合、損害賠償等について法令等に基づき厳正に対処する。 ・委託業者の作業場所について職員による実地調査を行い、サーバ室の入退室及び鍵管理や記憶媒体の管理など、セキュリティが確保されているか確認している。 ・全部の業務を一括して再委託することを禁止し、一部の業務について再委託を行う理由が合理的であること、委託先と同程度のセキュリティが確保されていることを条件としている。				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない				
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転 の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・eLTAXシステム、国税連携システムとのデータ連携システムにおいて、操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・共用データベースシステムを使用して、データ連携している場合は操作した動作記録（ユーザID、日時、該当者、動作目的など）を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。		

特定個人情報の提供・移転に関するルール	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。この許可がない限り、システムでの閲覧権限は付与されず、データの提供・移転をすることもできない。承認後、承認したことを通知する文書をデータ主管課の長から情報主管課の長に送付することとし、情報主管課においても承認内容を確認している。
その他の措置の内容	外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむを得ない場合については情報主管課の長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、情報主管課により、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを随時記録している。
リスクへの対策は十分か	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。
リスクへの対策は十分か	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税庁(国税連携システム)、地方税共同機構(eLTAXシステム)の連携については、限定された環境で行い、また情報の提供・収受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・共用データベースシステムを使用するデータは、予め定めた仕様に基きデータ提供・収受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない。
リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク 以下の方法により、原則としてインターネットから分離することで提供・移転を行わない体制とし、許可する場合についてもその範囲を特定し適正性が確認できる運用を情報主管課により行っている。 ・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。 ・ネットワークを通じた外部機関への提供(住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 ・庁内連携による業務システム間のデータ移転については、法令等に基づくものに制限をしており、操作履歴から「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようになっている。 ○データ主管課の長が必要かつ適当であると認めるに当たり誤った判断を下すリスク 税務職員は、地方税法第22条により守秘義務が通常公務員に課されるものより重く規定されている。つくば市では、照会元の示す根拠法令が市側の課税情報の開示を明示又は制度上開示を前提としているものを除き、照会に応じないよう厳格な解釈で運用している。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】 情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の業務システムとの間に設置し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報の授受の仲介をするサーバー 【中間サーバー・ソフトウェア】 中間サーバーの機能を実現するために、総務省において一括開発しているソフトウェア 【中間サーバー・プラットフォーム】 地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意し、全国の地方公共団体が共同で利用する中間サーバーの拠点 ＜つくば市における措置＞(情報主管課において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの情報照会機能(※2)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の照会以外の照会を受け付けない。これにより、法律上認められた照会以外の入手を防止している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※2)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<つくば市における措置>（情報主管課及び委託業者において実施） ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市ーデータセンター間】、【データセンターー中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN（※4）によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。 （※4）専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの情報提供機能（※5）により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。これにより、法律上認められた提供以外の提供を防止している。 ・中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、不正に提供されるリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 （※5）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※6)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (※6)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	○サーバ室入退室の管理(情報主管課による措置) ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び住基ネット業務担当職員並びに委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入退室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。 ○端末の盗難による漏えい対策(情報主管課による措置) ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障によるデータ消失や、盗難によるデータ漏えいを防いでいる。 ○廃棄時の漏えい対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去を行った上で物理的に破壊している。 ・また、委託事業者との覚書において、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の指示又は許可を受け実施するものとするとともに、廃棄にあたっては第三者に利用されることのないよう厳重に注意することとしている。 ○滅失・毀損リスク対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。 ○端末の仮想化 ・業務システム用端末は原則として仮想化し画面のみを表示させることで、端末上で直接データを扱うことがない仕組みを構築しており、紛失時のデータ漏洩を防止する。 ○端末がシステムにアクセスする際のネットワークについても、暗号化された閉域回線を用いるとともに、顔認証を含む複数のセキュリティ対策を講じる。また機器の紛失時は通信装置からのアクセスを無効化することで不正アクセスを防ぐ。 ○端末の持ち出しにあたっては、選択可能な他の手段において著しくリスクが高いまたは著しく非効率的であるなどの理由でどうしても必要な場合に限るものとし、またその場合も所属長の許可を得て使用するものとする。また、その利用範囲については事前に認められた用途のみに限定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【物理的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 【技術的対策】 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <AI-OCR> サービス事業者が設置するサーバに特定個人情報を含むデータを送信すると、データを他の目的に利用される可能性がある。特にAIについては、解析機能を強化するための教師データが必要になるため、本市の個人情報も使われる可能性があるというリスクがある。 本システムのサーバ群のうち、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。処理後もDBサーバで保存する目的は、ユーザが処理結果について確認し、誤りを修正するため、元データ及び解析データを並列して表示させる必要があるからである。 DBサーバにおいては、ユーザが確認し、処理結果をダウンロードしてしまえばDBサーバ上に記録する必要はない。そのため、①職員の操作により削除できること、②手動で削除をしなくとも、職員が処理に必要な数日間保持されたのち自動的に削除される機能、③本市のデータを教師データとして用いないことの、3つの条件を満たすサービスを選定することで、目的外利用等のリスクを防ぐことができる。

具体的な対策の内容

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞

- ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。
- ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。

＜窓口DXSaaSにおける措置＞

- ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。
- ・窓口DXSaaS 利用端末については、セキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。

＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置＞

- ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。
- ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置＞

- ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。
- ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

⑥技術的対策	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみで独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回路を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回路を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <基幹系ファイルサーバにおける措置> ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェック等を行い、マルウェアや脅威の検出を行う。 ・窓口DXSaaS から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・地方公共団体が管理する業務データに、事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・データセンタ内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき更新・賦課を行った上で住民に対し税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・窓口DXSaaS では、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・連携基盤に一時的に保管した特定個人情報は、連携後、速やかに完全消去する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	特定個人情報を含む課税資料は、現年度および過去7年分の最大計8年間分の履歴を保管し、順次破棄することとしている。課職員により、ごみ収集所へ直接搬入し、手作業で廃棄を行っている。 <AI-OCR> 本システムのサーバ群のうち、APサーバ・文字認識サーバにはデータを残さない仕組みのため、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。これは、ユーザが処理結果について確認をし、誤りを修正するための元データ又は解析データとして表示させる目的である。 このデータは5日間保持されたのち自動的に削除されるため、必要以上に保存されることはない。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 <窓口DXSaaSにおける措置> ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 及び連携基盤内の不要な特定個人情報の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にを行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っていない
具体的なチェック方法	・評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に持っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っていない
具体的な内容	情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的に実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。 ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ＜αモデル以外を採用することに伴う外部監査＞ インターネットから画面転送により基幹系に接続できる環境になることに伴い、国の定める監査項目に準じ、3年ごとにセキュリティ外部監査を実施する。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に持っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に持っている 3) 十分に持っていない
具体的な方法	＜つくば市における措置＞ ・つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し、情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。研修は原則年に1回とし、制度改正等があった場合については、随時実施を検討する。研修の内容は以下のとおり。 【内容】 ・新規職員向け・・・つくば市における情報システムの概要や情報セキュリティ対策、個人情報を扱う市役所職員の心構え、業務上発生し得るセキュリティ事故の事例や基本的な防止方法など ・所属の長向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、所属の長としての主な責務など ・情報担当者向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、セキュリティ事故対応など ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に2回程度、インターネットシステムにおいて掲示し職員に周知することで、つくば市での発生を抑制している。 ・市民税課においては、4月当初に新規採用職員及び異動者を対象とした窓口対応の研修を行っており、この中で地方税法22条における守秘義務についても触れて周知をしている。 また、国税連携システムを用いるに当たり、課員への年1回のセキュリティ研修が義務付けられている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

3. その他のリスク対策

<つくば市における措置>

- ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで盗難を防止している。
- ・年に1回、情報セキュリティに関する職場環境確認を実施しており、個人情報に記載されている書類やパスワードが書かれたメモが放置されていないかなどを確認し、問題点については該当者及び全庁に周知し、是正を求めている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 029-883-1111
②請求方法	【開示請求】 個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。 【訂正請求】 個人情報の保護に関する法律第91条に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。 【利用停止請求】 個人情報の保護に関する法律第99条に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。 【請求様式】 総務部総務課に備えてある所定の用紙又は、つくば市ホームページからダウンロードする。 (本人が請求する場合) 本人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証等)の確認が必要となる。 (法定代理人が請求する場合) 法定代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、戸籍謄本、登記事項証明書等)の確認が必要となる。 (任意代理人が請求する場合) 任意代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、委任状及び印鑑登録証明書等)の確認が必要となる。 (費用負担) つくば市個人情報の保護に関する法律施行細則第9条に基づき、写しの作成に要した費用と、郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市・県民税課税情報ファイル
公表場所	つくば市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	個人情報の保護に関する法律第75条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 つくば市 総務部総務課 029-883-1111
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙、市ホームページ等により住民等に行った。
②実施日・期間	令和6年11月25日～令和6年12月25日
③期間を短縮する特段の理由	特になし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	特になし
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月24日、2月26日
②方法	つくば市情報公開・個人情報保護審査会にて、個人情報の保護に関する学識経験のある外部有識者による第三者点検を実施
③結果	答申に基づき、概要資料の修正を行った。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ ②請求方法	【開示請求】 つくば市個人情報保護条例第15条 【訂正請求】 つくば市個人情報保護条例第29条 【利用停止請求】 つくば市個人情報保護条例第37条 【請求様式】 (費用負担) つくば市個人情報保護条例第27条	事後	事後	
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	なし	市・県民税課税情報ファイル	事後	
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	なし	つくば市ホームページ	事後	
令和6年3月26日	V 開示請求、問合せ ⑥個人情報ファイル簿への不 記載等	なし	個人情報の保護に関する法律第75条に基づき、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。	事後	
令和6年11月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム システム2 ②システムの機能	≪略≫	以下を追記 6. 住登外宛番号管理機能 住登外者を地方公共団体内で一意に特定する住登外者宛番号を付番・管理するための機能。	事前	
令和6年11月15日	I 基本情報 2. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 において使用するシステム システム14 クラウド型バック アップセンター	なし	①システムの名称 クラウド型バックアップセンター ②システムの機能 地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)。主な機能は次のとおり。 1. 住民情報バックアップ機能 ・地方公共団体が保有する住民情報(個人住民税に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)する機能	事前	
令和6年11月15日	I 基本情報 5. 個人番号 の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第4項 ・つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第4項 ・つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条	事後	
令和6年11月15日	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における 用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって務省令で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第6項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	事後	
令和6年11月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の 根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表169の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17	社会福祉協議会	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表170の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第40項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第48項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第57項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第59項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先32 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先33 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先34 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第63項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先35 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第65項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第66項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先38 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第67項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先39 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第71項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表98の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先41 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第74項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先42 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43 ①法令上の根拠	厚生労働大臣	文部科学大臣	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第84項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表171の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先43 ②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先44 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先45 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先46 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第91項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第92項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第101項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51	農林漁業団体職員共済組合	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第102項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表172の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 ②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第103項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表140の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第107項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第114項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	都道府県知事	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第115項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第117項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62	市町村長	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先62 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先63 ①法令上の根拠	番号法施行規則第2条第4項	番号法第19条第1号	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66	(記載なし)	総務大臣又は都道府県知事	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表4の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ②提供先における用途	(記載なし)	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。))による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先66 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67	(記載なし)	市町村長	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ②提供先における用途	(記載なし)	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和49年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68	(記載なし)	総務大臣	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表147の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ②提供先における用途	(記載なし)	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69	(記載なし)	都道府県知事等	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ②提供先における用途	(記載なし)	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。))であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70	(記載なし)	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月26日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ②提供先における用途	(記載なし)	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71	(記載なし)	都道府県知事	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ②提供先における用途	(記載なし)	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先71 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72	(記載なし)	都道府県知事	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ②提供先における用途	(記載なし)	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先72 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73	(記載なし)	都道府県知事	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ②提供先における用途	(記載なし)	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先73 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74	(記載なし)	文部科学大臣	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表167の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ②提供先における用途	(記載なし)	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先74 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75	(記載なし)	都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表168の項	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ②提供先における用途	(記載なし)	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ③提供する情報	(記載なし)	住民税関係情報	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ⑥提供方法	(記載なし)	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先75 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法別表第1の左欄に掲げる者(移転先1から27は別紙2を参照)	番号法別表の左欄に掲げる者(移転先1から27は別紙2を参照)	事後	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第一の右欄に掲げる事務(移転先1から27は別紙2を参照)	番号法別表の右欄に掲げる事務(移転先1から27は別紙2を参照)	事後	
令和6年11月15日	別紙2	別表第一項番	別表項番	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.1 別表項番	16	24	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.1 1法令上の根拠	地方税法20条の11	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法20条の11	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.2 別表項番	16	24	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.2 1法令上の根拠	地方税法	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.3 別表項番	15	23	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.3 1法令上の根拠	生活保護法29条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、生活保護法29条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.4 別表項番	63	95	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.4 1法令上の根拠	中国残留法人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、中国残留法人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.5 別表項番	41	61	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.5 1法令上の根拠	老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.6 別表項番	37	56	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.6 1法令上の根拠	児童福祉手当法施行規則第1条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童扶養手当法施行規則第1条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.7 別表項番	56	81	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.7 1法令上の根拠	児童福祉手当法施行規則第1条の4、第11条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童手当法施行規則第1条の4、第11条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.8 別表項番	30	44	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.8 1法令上の根拠	国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.9 1法令上の根拠	つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療支給条例施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条、第5条(別表第二第18の項)、児童福祉法、子ども子育て支援法、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例施行規則	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.10 別表項番	59	85	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	別紙2 No.10 1法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、高齢者の医療の確保に関する法律	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.11 別表項番	31	46	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.11 1法令上の根拠	国民年金施行令第1条の2	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、国民年金施行令第1条の2	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.12 別表項番	68	100	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.12 1法令上の根拠	介護保険法、介護保険法施行法、介護保健法施行令	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、介護保険法、介護保険法施行法、介護保健法施行令	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.13 別表項番	10、49	14、70	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.13 1法令上の根拠	地方税法 つくば市税条例、つくば市税条例施行規則 母子保健法第21条の4	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法、つくば市税条例、つくば市税条例施行規則、母子保健法第21条の4	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.14 別表項番	8	9	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.14 1法令上の根拠	児童福祉法施行規則第18条の6	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童福祉法施行規則第18条の6	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.15 別表項番	12	21	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.15 1法令上の根拠	身体障害者福祉法第38条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、身体障害者福祉法第38条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.16 別表項番	34	51	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.16 1法令上の根拠	身体障害者福祉法第27条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、知的障害者福祉法第27条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.17 別表項番	47	67	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.17 1法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20・23条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条・第23条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.18 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.18 1法令上の根拠	障害者総合支援法第76条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法第78条、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.19 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.19 1法令上の根拠	障害者総合支援法第78条 つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法第76条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.20 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.20 1法令上の根拠	障害者総合支援法施行規則第35条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法施行規則第35条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.21 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.21 1法令上の根拠	つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.22 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.22 1法令上の根拠	つくば市障害者日中一時預かりサービス利用助成金支給要綱第5条第1項	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者日中一時預かりサービス利用助成金支給要綱第5条第1項	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.23 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.23 1法令上の根拠	つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.24 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.24 1法令上の根拠	つくば市障害者センター条例	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者センター条例	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.25 別表項番	84	117	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.25 1法令上の根拠	障害者総合支援法施行規則第7条	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法施行規則第7条	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.26 別表項番	94	127	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.26 1法令上の根拠	児童福祉法、子ども子育て支援法、つくば市市立児童館条例、つくば市市立児童館条例施行規則	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条及び第5条(別表第二第18の項)、児童福祉法、子ども子育て支援法、つくば市市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例、つくば市市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例施行規則	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.27 別表項番	19	27	事後	
令和6年11月15日	別紙2 No.27 1法令上の根拠	公営住宅法(第34条)	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、公営住宅法第34条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜クラウド型バックアップセンターにおける措置＞ クラウド型バックアップセンターは、地方公共団体情報システム機構が選定したクラウドサービス上に構築する。クラウドサービスは、ISO/IEC 27017:2015によるクラウドサービス分野におけるISMS（情報セキュリティ管理システム）認証の国際規格の外部認証を取得したサービスを選定している。クラウドサービスと接続するネットワークにIP-VPN網（通信事業者の閉域網内のVPNサービス）の利用に加え、通信の暗号化及びクラウドサービス上に保存する際に暗号化を実施。	事前	
令和6年11月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	
令和6年11月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年11月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】）（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年11月15日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順手順の内容	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和6年11月15日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	≪略≫	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	《略》	以下を追記 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年11月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～75 ②提供先における用途	～事務であって主務省令で定めるもの	～事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	事後	
令和6年11月20日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	《略》	別紙31に記載	事後	
令和7年3月24日	(別添1)事務内容	《略》	《略》	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ① 方法	(記載なし)	特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙、市ホームページ等により住民等に行った。	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	(記載なし)	令和6年11月25日～令和6年12月25日	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ③ 期間を短縮する特段の理由	(記載なし)	特になし	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④ 主な意見の内容	(記載なし)	意見なし	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤ 評価書への反映	(記載なし)	特になし	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/3/28	2025/3/19	事後	
令和7年3月24日	Ⅶ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年9月27日、11月27日、令和6年1月22日	令和7年1月24日、2月26日	事後	
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム15	(記載なし)	以下を追加 ①システムの名称:窓口DXaaS ②システムの機能: ・基幹システムから連携された住民のデータを参照し、手続きガイドランス及び申請書の作成ができる機能。 ・申請データを基幹システムに連携する(受け渡す)機能。 ・マイナンバーカードの情報を読み取れる機能。 ・マイナポータルや申請管理システム等と連携できる機能。 ・申請書を電子保存できる機能。 ③他のシステムとの接続 [○] 庁内連携システム	事前	
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○] その他(コンビニ交付システム)	[○] その他(コンビニ交付システム、申請管理システム)	事前	
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16	(記載なし)	以下を追加 ①マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能) ② ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能 ③他のシステムとの接続 [○] その他(申請管理システム)	事前	
	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17	(記載なし)	以下を追加 ①申請管理システム ② ＜連携機能＞ ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取り込む。・申請データを基幹系業務システムへ送信する。 ＜変換機能＞ ・住民基本台帳システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する。 ＜照会印刷機能＞ ・申請データを画面に表示する。・申請データを申請書様式で印刷する。 ＜ステータス管理機能＞ ・申請のステータスを管理する。 ③他のシステムとの接続 [○] 庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他(マイナポータル申請管理)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム17	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第48項	事後	
	II 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(市民窓口課)	[○]評価実施機関内の他部署(受付担当部署として市民窓口課)	事前	
	II 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(eLTAx、住民基本台帳ネットワーク)	[○]その他(eLTAx、住民基本台帳ネットワーク、窓口DXSaaS、マイナポータル)	事前	
	II 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されている。	住民税の賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2の条文、番号法の別表第二の第27号に規定されている。また、窓口における提示や口頭により本人に明示する。また、窓口DXSaaSを通じて作成した申請データについて、業務所管部署以外で作成・受付された場合は、受付部署及び業務所管部署にデータが共有されるため、その旨も口頭により本人に明示する。	事前	
	II 概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法、情報の突合	申告情報等の税務関係情報と、住基4情報で住基情報と突合し、住基情報をキーに下記の突合を行う。 (1)障害者福祉関係情報の手帳交付の有無・交付年月日・障害の程度、生活保護・社会福祉関係情報の生活保護受給状況を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)税額通知に係るデータを作成する。【上記2】	申告情報等の税務関係情報と、住基4情報で住基情報と突合し、住基情報をキーに下記の突合を行う。 (1)障害者福祉関係情報の手帳交付の有無・交付年月日・障害の程度、生活保護・社会福祉関係情報の生活保護受給状況を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)税額通知に係るデータを作成する。【上記2】 ・申請者を確認するために基幹システムを通じて取り込んだ情報と突合する。	事前	
	II 概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	(記載なし)	①委託内容:窓口DXSaaSの運用・保守業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数[10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲:特定個人情報ファイルの範囲と同様 その妥当性:窓口にて対応する可能性があるため ③委託先における取扱者数:1)10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:「その他」 ガバメントクラウド上に構築された茨城計算センター株式会社による基幹システム内の連携基盤を用いて、国の定める機能別連携仕様の形式で提供する。 ⑤委託先名の確認方法:「他の委託先と同様に記載ください」 ⑥委託先名:北見コンピュータビジネス株式会社 ⑦再委託の有無:1)再委託する ⑧再委託の許諾方法:書面による承諾 ⑨再委託事項:RPAのシナリオ作成及び保守	事前	
	II 概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	(記載なし)	①委託内容:申請管理システムの運用・保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数[10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲:つくば市の住民、つくば市に転入予定の者 その妥当性:窓口にて対応する可能性があるため ③委託先における取扱者数:1)10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:「その他」(LGWAN回線) ⑤委託先名の確認方法:本市情報公開条例に基づき事務委託の有無について回答 ⑥委託先名:(株)茨城計算センター ⑦再委託の有無:2)再委託しない	事前	
	II 概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	(記載なし)	①委託内容:税総合窓口での証明発行・納税対応、郵送による証明書請求対応、口座振替関係作業等収納業務の一部 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 「対象となる本人の数」及び「対象となる本人の範囲」については、各業務システムの全数を記載 「その妥当性」:適正な課税による歳入の確保と税負担の公平性の実現を目指す観点から、職員でなくとも対応ができる税窓口やデータ入力などの業務を委託し、業務の効率化、市民サービスの向上を進める上で必要である。 ③委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法: [○]その他(税及び収納システム端末を操作) ⑤委託先名の確認方法:問合せがあれば対応する。 ⑥委託先名:株式会社アイティフォー ⑦再委託の有無:再委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 概要 6. 特定個人情報の 保管・消去 ①保管場所	＜略＞	以下を追記 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施設できるキャビネットに保管している	事前	
	Ⅱ 概要 6. 特定個人情報の 保管・消去 ③消去方法	＜略＞	＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはネットワーク事業者からのアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②ネットワーク事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、ネットワーク事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③基幹系ファイルサーバについては、市役所庁舎内に存在する既存の環境からネットワーク事業者の用意するデータセンターへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ ・L2WAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、データを自治体システムに移行した後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の 入手 リスク1： 目的外 の入手が行われるリスク	・各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。 ・給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不要な情報を記載しないようにしている。 ・職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。	・各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。 ・給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不要な情報を記載しないようにしている。 ・職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ ・マニュアルやweb上で個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、対象以外の情報の入手を防止する。 ・申請時に個人番号付電子申請データに電子証明書を付与することで、本人以外のなりすましを防止する。	事前	
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の 入手 リスク1： 目的外 の入手が行われるリスク	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。	・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の 入手 リスク2：不適切な 方法で入手が行われるリスク	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を經由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入力する際には、賦課の資料となる旨を説明する。	・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を經由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入力する際には、賦課の資料となる旨を説明する。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機能）における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報 の入手 リスク3: 入手した 特定個人情報が不正確であ るリスク	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番 号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の 場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認 を行う。	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番 号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の 場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認 を行う。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機 能）における措置＞ 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電 子申請データを送信するためには、個人番号カードの署 名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子 署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地 方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を 実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事前	
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報 の入手 リスク3: 入手した 特定個人情報が不正確であ るリスク	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書 類との照合等を通じて確認することで正確性を確保して いる。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職 権で適宜修正することで正確性を確保している。	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書 類との照合等を通じて確認することで正確性を確保して いる。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職 権で適宜修正することで正確性を確保している。	事前	
	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報 の入手 リスク4: 入手の際 に特定個人情報が増え、紛 失するリスク	・外部機関からのネットワークを通じた入手（住民基本台 帳ネットワーク及びeLTAシステムからの入手）につい ては、専用線を利用し、インターネットに接続できないよう にした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制 限している。 ・窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを 使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパス ワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管 場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。	・外部機関からのネットワークを通じた入手（住民基本台 帳ネットワーク及びeLTAシステムからの入手）につい ては、専用線を利用し、インターネットに接続できないよう にした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制 限している。 ・窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを 使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 ・紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパス ワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管 場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報 の使用 リスク2: 権限の ない者（元職員、アクセス権 限のない職員等）によって不 正に使用されるリスク	特定個人情報扱う端末に、静脈による生体認証を導入 している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐付けて管 理しており、その上で、「端末を起動するとき」及び「業務 システムを起動するとき」に生体認証を行っている。このた め、生体情報を登録したユーザのみが許可された権限範 囲のシステムにアクセスできる。また、端末は5分間操作 を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解 除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。	【ユーザー認証の管理】 ・特定個人情報扱う端末に、顔認証を導入し、生体情報は 個人ごとのユーザIDに紐付けて管理する。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実 装することで、のぞき見による情報漏えいを防止してい る。 【DXSaaSにおける措置】 ・窓口DXSaaSに利用にあたっては、基幹業務システムの 権限を持つ職員のみアクセス権限を付与する。認証に ついては、基幹業務システムに準ずる。 ・アクセス権限の発行・失効の管理について、最低限必要 な権限のみを発行し、業務上不要になった場合は、即日 失効させる。 ・アクセス権限の管理について、定期的にユーザID一覧 をシステムより出力し、アクセス権限の管理票と突合を 行い管理する。 ・特定個人情報の仕様の記録については、アクセスログ、 操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。 また、定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操 作があった場合、操作内容を確認する。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機 能）における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能を LGWAN接続端末上で 利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザ IDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行 う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用 ID の利 用を禁止する。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報 の使用 リスク2: 権限の ない者（元職員、アクセス権 限のない職員等）によって不 正に使用されるリスク	アクセス権限の発効・失効の管理（情報主管課により随 時実施） ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報 主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付 与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確 認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスで きるように権限を付与している。 ・権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を人 事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生し た場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効す る。 ・年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させ た上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申 請があった職員にのみアクセス権限を付与している。	アクセス権限の発効・失効の管理（情報主管課により随 時実施） ・業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報 主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付 与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確 認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスで きるように権限を付与している。 ・権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を人 事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生し た場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効す る。 ・年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させ た上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申 請があった職員にのみアクセス権限を付与している。 ＜マイナポータル申請管理（サービス検索・電子申請機 能）における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失 効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が 事務に必要な情報にアクセスできるユ ーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限 の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミ ングで、権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し 、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新 し、当該ユーザIDを失効させる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報 の使用 リスク2: 権限の ない者(元職員、アクセス権 限のない職員等)によって不正 に使用されるリスク	・共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセ ス権限を削除する。	・共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 ・アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセ ス権限を削除する。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機 能)における措置＞ 定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス 権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正 利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、 不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更 又は削除する。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情 報の使用 リスク2: 権限の ない者(元職員、アクセス権 限のない職員等)によって不正 に使用されるリスク	特定個人情報の使用の記録(情報主管課及び委託事業 者により実施) ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特 定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履 歴を記録している。	特定個人情報の使用の記録(情報主管課及び委託事業 者により実施) ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特 定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履 歴を記録している。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機 能)における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システ ムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個 人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、 不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正な ログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作が あった場合、操作内容を確認する。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情 報の使用 リスク3: 従業者 が事務外で使用するリスク	＜略＞	以下を追記 ・窓口DXaaSへアクセスできる端末は、当市の配布する 端末であり、マイナンバー系にアクセス可能である端末に 限定する。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機 能)における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制 限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得 した個人番号付電子申請データ等のデータを複製 する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認 を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は 限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情 報の使用 リスク4: 特定個人 情報ファイルが不正に複製 されるリスク	＜略＞	以下を追記 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機 能)における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付 電子申請データ等のデータについて、改ざんや業 務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに 従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人 番号付電子申請等のデータについて、LGVAN接続端 末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるよう システム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得 した個人番号付電子申請データ等のデータを複製 する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認 を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は 限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	
	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情 報の使用 その他のリスク	＜略＞	以下を追記 ＜端末の持ち出しのリスクに対する措置＞ ・職員が使用する端末を原則として仮想化し、執務室に 配置する物理的な端末では画面上の操作のみを行うこと で、直接データを扱わないこととしている。 ・庁外で基幹系を使用する際は、SIMカードを搭載した専 用機器を用意し、この貸出にあたっては所属長の承認を 必要とする。また、指定時間でセッションアウトする仕組 みとし、指定時間を超えて連続して接続できないような措 置を講ずる。 ・端末上のカメラを用いて覗き込みを検知する仕組みを実 装することで、のぞき見による情報漏えいを防止してい る。	事前	
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・データの漏えい・滅失・毀損を防止することを目的とし た、データの保護・管理に関する覚書を委託業者と取り交 わしている。また、本覚書においては、データ記録媒体を 破棄する際は、つくば市の支持または許可を受け、実施 するものとしている。	・データの漏えい・滅失・毀損を防止することを目的とし た、データの保護・管理に関する覚書を委託業者と取り交 わしている。また、本覚書においては、データ記録媒体を 破棄する際は、つくば市の支持または許可を受け、実施 するものとしている。 ・つくば市税総合窓口及び収納管理等業務委託において は、参加資格要件としてプライバシーマークまたはISMS の取得を定めている。	事後	
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な 制限方法	・アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に制限し、 アクセス権者の報告を求めている。	・アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に制限し、 アクセス権者の報告を求めている。 ・作業者を限定するため、委託事業者の名簿を提出させ ている。 ・閲覧／更新制限を持つ者のアカウント管理を行い、シス テム上で操作を制限している。 ・閲覧／更新制限の履歴(ログ)を取得し、不正な使用が ないことを確認している。	事後	
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情 報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	・委託業者がその日に行った作業について毎日報告を求 めている。 ・業務の進捗状況を把握するため、1か月に1度、会議を 開催し、業務システム及び機器等の運用状況や課題など について報告を求めるとともに、業務履行にあたり必要な 調整を行っている。	・委託業者がその日に行った作業について毎日報告を求 めている。 ・業務の進捗状況を把握するため、1か月に1度、会議を 開催し、業務システム及び機器等の運用状況や課題など について報告を求めるとともに、業務履行にあたり必要な 調整を行っている。 ・アクセスログによる記録を残している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。 ・つくば市税総合窓口及び収納管理等業務委託に関しては、仕様書にて委託業務履行場所をつくば市役所本庁舎2階に限定し、適切な取扱を行うよう規定している。 ・データの受け渡しを行う場合は、委託元が提供する端末において委託元と委託先が共通で利用する目的で設置したファイルサーバを利用する。閲覧/更新権限を持つ者のみがアクセスできるほか、ファイルに個別にパスワード保護を行うことで、所管領域を超えて閲覧/更新ができないよう措置を講じる。	事後	
	Ⅲリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	＜つくば市における措置＞(情報主管課において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。	＜つくば市における措置＞(情報主管課において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。	事前	
	Ⅲリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	＜つくば市における措置＞(情報主管課及び委託業者において実施) ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市-データセンター間】、【データセンター-中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※4)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。	＜つくば市における措置＞(情報主管課及び委託業者において実施) ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市-データセンター間】、【データセンター-中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※4)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は顔認証によって操作者を特定している。	事前	
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	○サーバー入室退室の管理(情報主管課による措置) 以下により情報を保管するサーバーへ接触できる者を限定または特定することにより、情報の保全を図っている。 ・サーバー室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。	○サーバー入室退室の管理(情報主管課による措置) ・サーバー室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び住基ネット業務担当職員並びに委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。	事前	
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	追記	＜窓口DXSaaSにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末については、セキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管などの物理的対策を講じている。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事前	
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	追記	＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ①ファイルサーバを設置するデータセンターについては、守秘義務契約を締結した事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されただけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②データセンター施設については生体認証を含む多段階のセキュリティ対策を行い、不正な侵入や機器の持ち込み及び持ち出しを防いでいる。 ③また保守運用者については、機器内のデータ等を取り扱わないものとし、特定個人情報を含む領域は、ネットワーク運用事業者が触れることができないようシステム上の制御を行う。 ＜窓口DXSaaSにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 利用端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェック等を行い、マルウェアや脅威の検出を行う。 ・窓口DXSaaS から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・地方公共団体が管理する業務データに、事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間には、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ⑥技術的対策	追記	<窓口DXSaaSにおける措置> ・窓口DXSaaS では、再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・連携基盤に一時的に保管した特定個人情報は、連携後、速やかに完全消去する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事前	
	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ⑥技術的対策	追記	<窓口DXSaaSにおける措置> ・ガバメントクラウド上に構築することから、同基盤における他システムと同様の措置を実施する。 ・窓口DXSaaS 及び連携基盤内の不要な特定個人情報の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 <マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	
	Ⅳその他 1. 監査 ②監査	追記	<αモデル以外を採用することに伴う外部監査> インターネットから画面転送により基幹系に接続できる環境になることに伴い、国の定める監査項目に準じ、3年ごとにセキュリティ外部監査を実施する。	事前	